

平成 18 年 5 月 29 日
川崎市アスベスト対策会議

川崎市アスベスト飛散防止に関する指針（大気汚染防止法 届出対象アスベスト除去工事編）の策定について

川崎市では、アスベスト除去工事事業者等に対し、工事開始前や工事中などにおける作業基準等の一層の徹底を図り当該工事の適正な実施の確保を目的として、必要な遵守事項を定めた標記指針を策定しました。

この指針は、大気汚染防止法及びアスベスト除去等に係る関係法令等に基づく作業基準の他、工事開始前の建築物調査の注意点や工事中の点検事項等の対応策を定めております。

また、この指針を事業者が遵守することにより、事業者と周辺住民間での、円滑な関係に寄与できるものと考えております。

なお、この指針は平成 18 年 6 月 1 日から施行いたします。

<主な内容>

次の事項について詳細に規定した。

- ・石綿障害予防規則で定めている事前調査
- ・周辺住民への周知
- ・作業基準の徹底を図るための遵守事項
- ・工事終了後における完了時点検結果、環境濃度調査結果、住民への周知状況等について報告
- ・廃石綿等について廃棄物等除去工事計画の事前届出及び完了報告

（問合せ先）

川崎市アスベスト対策会議事務局
環境局総務部環境調整課アスベスト対策担当
主幹 島田 ひろ子
電話 044-200-2546（直通）内線 29302
環境局公害部環境対策課
課長 岩瀬 義男
電話 044-200-2515（直通）内線 30201